

消費 第329-1号  
令和5年12月19日

県内 各保健所長 様

埼玉県県民生活部消費生活課長

「香りのエチケット」の啓発について（依頼）

日頃から、消費者被害防止等の啓発活動等にご協力くださり、誠にありがとうございます。

香りの感じ方には個人差があり、洗剤・柔軟剤などの香りが自分にとっては快適でも、その香りを不快に感じたり、香りが原因で体調を崩したりする方もいらっしゃいます。

このことを県民の皆様にも周知するため、別添のポスターを作成しましたので、管内の病院にデータを配布いただき、職員や利用者への「香りのエチケット」の啓発にご協力くださるようお願いいたします。

担当 総務・企画調整担当 松岡 松田  
電話 048-830-2938  
mail : a2930@pref.saitama.lg.jp

消費 第329-2号  
令和5年12月19日

県内各病院の長・管理者 様

埼玉県県民生活部消費生活課長

「香りのエチケット」の啓発について（依頼）

日頃から、消費者被害防止等の啓発活動等にご協力くださり、誠にありがとうございます。

香りの感じ方には個人差があり、洗剤・柔軟剤などの香りが自分にとっては快適でも、その香りを不快に感じたり、香りが原因で体調を崩したりする方もいらっしゃいます。

このことを県民の皆様に周知するため、別添のポスターを作成しましたので、職員や利用者などへの「香りのエチケット」の啓発にご活用くださるようお願いいたします。

担当 総務・企画調整担当 松岡 松田  
電話 048-830-2938  
mail : a2930@pref.saitama.lg.jp

知っていますか？

# 香りのエチケット

その香り、困っている人がいます！



柔軟仕上げ剤等により、次のような相談が増えています。

- せきが止まらなくなった
- 隣人の洗濯物のおいがきつくて頭痛や吐き気がする

香りの感じ方には個人差があります。

**自分にとって快適でも、他人は不快に感じる**ことを認識しましょう。

県民生活部消費生活課 電話 048-830-2935 FAX 048-830-4750